平成30年大和町議会決算特別委員会会議録(第4号)

平成30年9月12日(水曜日)

応招委員(16名)

委員長	藤	巻	博	史	君	委	員	千	坂	裕	春	君
副委員長	槻	田	雅	之	君	委	員	浅	野	俊	彦	君
委 員	千	坂	博	行	君	委	員	今	野	善	行	君
委 員	今	野	信	_	君	委	員	平	渡	髙	志	君
委員	犬	飼	克	子	君	委	員	髙	平	聡	雄	君
委員	馬	場	良	勝	君	委	員	堀	籠	日占	出子	君
委員	門	間	浩	宇	君	委	員	大須	質質		啓	君
委 員	渡	辺	良	雄	君	委	員	中	Ш	久	男	君

出席委員(15名)

委員長	藤巻	博史	君	委	員	千	坂	裕	春	君
副委員長	槻田	雅之	君	委	員	浅	野	俊	彦	君
委員	千 坂	博 行	君	委	員	今	野	善	行	君
委員	今 野	信一	君	委	員	平	渡	髙	志	君
委員	犬 飼	克 子	君	委	員	髙	平	聡	雄	君
委員	馬場	良勝	君	委	員	堀	籠	日日	出子	君
委員	門間	浩 宇	君	委	員	中	Ш	久	男	君
委員	渡辺	良雄	君	委	員					

欠席委員(1名)

説明のため出席した者の職氏名

副 町 長	浅	野	喜	高	君	上下水道課長	熊	谷		実	君
産業振興課長	文	屋	隆	義	君	上下水道課 参 事	佐	々木	哲	郎	君
産業振興課参事	大	塚		弘	君	上下水道課課 長補佐	野	田		実	君
産業振興課課長補佐兼農 政係長	阳	部		晃	君	上下水道課 経営企画係長	藤	原	孝	義	君
産業振興課課長補佐兼 企業立地推進係	星		正	己	君	上下水道課 施設整備係長	千	坂		伸	君
産業振興課商工観光係長	小	野	ゆた	りょり	君	税務課長	千	葉	喜		君
産業振興課 農地林務係長	早	坂		基	君	税 務 課 徴収対策室長	遠	藤	秀		君
都市建設課参事	江	本	篤	夫	君	税 課 長 補 佐 税 係 長 長 長 長 長 長 長 長 長 長 長 長 長	遠	藤	眞起	记子	君
都市建設課課 長補佐	亀	谷		裕	君	税 務 課住民税係長	丹	野	俊	宏	君
都市建設課建 設 係 長	大	友		希	君	税 務 課 徴 収 対 策 室 徴収対策係長	冏	部	友	紀	君
都市建設課総務係長	菊	地	昭	人	君	会計管理者兼会計課長	三	浦	伸	博	君
都市建設課 都市整備係長	松	JII	貴	俊	君	会 計 課会計係長	和	田	_	史	君

事務局出席者

議会事務局長 浅 野 義 則 次 長	野田美沙子
--------------------	-------

講	養事庶務係長	本 木	祐二						
			議事日程	〔別 紙〕					
	本日の会議に付した事件〔日程と同じ〕								

委員長 (藤巻博史君)

少し早いんですが、おそろいですので始めたいと思います。

皆さん、おはようございます。

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の審査は、お手元に配付の審査日程により進めてまいりますので、円滑な議事 運営にご協力をお願いいたします。

審査に入る前にあらかじめ申し上げます。質疑に当たっては簡潔明瞭にわかりやす く、また答弁においても同様にお願いいたします。

これより審査を行います。

審査の対象は、産業振興課、農業委員会、都市建設課、上下水道課の3課1委員会です。

ここで、各課長より出席職員の紹介をお願いいたします。

産業振興課長文屋隆義君。

産業振興課長 (文屋隆義君)

皆さん、改めまして、おはようございます。

本日、産業振興課から出席しております職員をご紹介いたします。

まず初めに、私の隣におりますのが、参事の大塚弘志でございます。 (「大塚でございます。よろしくお願いします」の声あり)

その隣が、課長補佐兼農政係長の阿部 晃でございます。 (「阿部です。よろしく お願いいたします」の声あり)

その隣におりますのが、課長補佐兼企業立地推進係長の星 正己でございます。 (「星でございます。よろしくお願いします」の声あり)

あと、その後方におりますのが、商工観光係長の小野ゆかりでございます。 (「小野です。よろしくお願いします」の声あり)

その隣におりますのが、農地林務係長の早坂 基でございます。 (「早坂でございます。よろしくお願いいたします」の声あり)

最後に、私、課長の文屋隆義です。どうぞよろしくお願いいたします。

委員長 (藤巻博史君)

都市建設課参事江本篤夫君。

都市建設課参事 (江本篤夫君)

皆さん、おはようございます。

本日、出席しております職員紹介の前に、本日は都市建設課長であります蜂谷が欠席してございますので、その分についてご報告させていただきますのでよろしくお願いしたいと思います。

それでは、本日出席しております職員の紹介をさせていただきます。

私の隣におります、課長補佐の亀谷 裕でございます。 (「亀谷です。よろしくお願いします」の声あり)

その隣におります、建設係長大友 希でございます。 (「大友です。よろしくお願いいたします」の声あり)

後列に行きまして、総務係長の菊地昭人でございます。 (「菊地です。よろしくお願いします」の声あり)

その隣におります、都市整備係長の松川貴俊でございます。 (「松川です。よろしくお願いします」の声あり)

最後に、私、都市建設課の参事でございます、江本篤夫でございます。よろしくお 願いいたします。

委員長 (藤巻博史君)

上下水道課長熊谷 実君。

上下水道課長 (熊谷 実君)

どうもおはようございます。

それでは、本日出席しております上下水道課職員を紹介させていただきます。

まず、私の隣でございます、上下水道事業のオーソリティー、参事の佐々木哲郎で ございます。 (「佐々木でございます。よろしくお願いいたします」の声あり)

後列でございます、宮城県との事業調整役を担っております課長補佐の野田 実で ございます。 (「野田です。よろしくお願いします」の声あり)

その隣でございます、公営企業に昨年から奮闘中でございます、経営企画係長の藤 原孝義でございます。 (「藤原です。よろしくお願いします」の声あり)

その隣でございます、水道事業の技術管理者でございます、施設整備係の係長の千

坂 伸でございます。(「千坂と申します。よろしくお願いいたします」の声あり)

最後に、私、課長拝命2年目でございます、今般水道事業の給水条例の一部改正を 皆様からご可決賜りまして、私の業務の終盤がそろそろ近づいてまいっておるのかな と感じておるところでございます。熊谷でございます。どうぞよろしくお願いいたし ます。

委員長 (藤巻博史君)

なお、副町長浅野喜高君が同席しておりますので、ご紹介いたします。

副 町 長 (浅野喜高君)

よろしくお願いします。

委員長 (藤巻博史君)

説明が終了しておりますので、直ちに質疑に入ります。

質疑ありませんか。1番千坂博行君。

千坂博行委員

皆様、おはようございます。それでは質問をさせていただきます。

説明書の84ページ、中段、有害鳥獣対策事業についてお伺いします。

町有害鳥獣対策協議会負担金、昨年が110万4,000円、ことしが361万1,000円、ざっと250万円ほど上がっております。どのような内容で上がったのかをお聞かせ願いたいと思います。

同じところで、狩猟免許取得・更新者補助ということで、昨年は新規2名で9万の 助成、補助だったと思うんですが、今回は新規6名プラス更新10名で11万9,000円とい うことで、その辺の内訳をお伺いします。

それとあと、この新規等々、新規で取られた方も含めて、実施隊の人数が昨年24 名、ことし37名ということでふえておりますが、この新規・更新等々で参加されたの かどうかをお伺いしたいと思います。

続きまして、説明書の94ページ、下段のほうですね、河川愛護事業のほうで決算額 昨年度よりも62万8,000円ほど減っております。人数にして20地区で105名ほど減って いるようです。いろいろ厳しい状態だというのは聞いていますが、その辺、どのよう なお話が出ているのかをお伺いしたいと思います。 次に、説明書の、ごめんなさい戻ります、91ページ、一番下のほうですね、観光 P R バスツアー、新規事業だと思うんですが、40万円ほど決算額がなっております。 2 月と3月、10名、21名と参加されておりますが、効果はどのくらいあったのかというところをお聞きしたいと思います。以上です。

委員長 (藤巻博史君)

産業振興課長文屋隆義君。

産業振興課長 (文屋隆義君)

それでは、千坂委員のご質問にお答えいたします。

まず1点目なんですけれども、有害鳥獣の協議会の負担金、昨年から増額になったというその理由でございますが、その増額といたしましては、侵入防止柵、3地区で設置されたもので、その侵入防止柵の購入費を今回負担金ということでその分増額してございます。

次に、2点目でございますが、新規の狩猟免許の取得と更新の補助についての内訳 でございますが、まず新規6名の方々につきましては、新たに今回2名の方々がわな と、銃とわなと両方と、2名の方々が新たに新規として取得されてございます。1人 の方が60代の方、もう一人の方が30代の方ということでございます。あと、残りの4 名につきましては、既に猟銃の免許を持って今実施隊として活躍をしていただいてい る方でございますが、新たにその4名の方がわなのほうの資格を取得したということ で、合わせて6名の方々に新規として補助をしてございます。あと、更新につきまし ては、従来どおりの実施隊の方々10名の期間満了に伴いますその更新ということで助 成をしております。それで、その助成の内訳でございますが、まず、わなの免許を取 得されました方につきましては、狩猟免許の事前講習会とあと試験の申請手数料の補 助ということで1万2,200円、1人当たりに助成しております。あと、猟銃免許につき ましては、同じく講習会と新試験の申請手数料、それとあわせまして初心者の講習 会、あと教習資格認定申請手数料ということで合わせまして2万7,900円、あと猟銃と わな両方取得された方々につきましては、今の手数料、講習会等の費用として3万 3,600円ということで、今回この助成としましたのがわなの免許1万2,200と、わなと 猟銃免許の3万3,600円、これをおのおの、全く新規の方々に助成をしてございます。

あと、実施隊ですね、28年度から昨年、37名任命をされたわけなんですけれども、 こちらにつきまして地区としての内訳としましては、吉田地区で16名、あと宮床地区 で10名、あと吉岡・落合地区で6名、あと鶴巣地区で5名ということで合わせて37名の方々を任命してございます。 (「あと、バスツアーの参加された方のアンケートの件」の声あり)

バスツアーにつきましては、29年度につきましては、2月22日と3月20日に行った わけなんですけれども、アンケート、その結果アンケートの回収をしてございまし て、これはバスツアーを企画した会社のほうでアンケートを調査したわけなんです が、まずツアーの男女別なんですけれども、2月22日につきましては全員女性の方10 名の参加でございます。年齢構成的には、60代の方が48%、あと70代が40%、4割、 あと80代が2割ということで、あと、20代と40代がおのおの1割という方々の割合で ございます。そして、居住地につきましては、10名の方々が全て仙台市からの参加で ございます。それで、アンケート全体の印象としましては、非常によいというのが 50%、よいという方が50%ということで、10名の方々が全てよい以上ということでの 回答をいただいてございます。それで、このときの観光の場所、コースにつきまして は、七ツ森陶芸体験館と、高富さんの方で昼食をとっていただきまして、あと本陣案 内所と、宮床の宝蔵と、伊達家の住宅の方を観光していただいたという内容でござい ます。あと、3月20日につきましては、21名参加したわけなんですけれども、こちら については男性が4割方が男性の方、残り6割が女性でございます。年齢構成的に は、60代と70代の方々で48%、あと50代が19%、あと80代が9%ということで、90代 と40代の方がおのおの5%という構成となってございます。あと、居住地につきまし ては、仙台市と塩竈市のほうから参加していただいてございます。あと、ツアーの全 体の印象につきましては、よいが43%と非常によいが57%ということで、こちらにつ いても満足していただいたのかなということで結果として出ております。それで、観 光場所につきましては、こちらについて花野果ひろばと覚照寺、あと保福寺と、あと はなぶささんのほうで昼食をとっていただきまして、あと工業団地のレンゴーさんの 仙台工場を見学していただいたと、あと宮床宝蔵を観光していただいたという内容と なってございます。

申しわけございません、先ほど、一番最初に、有害鳥獣の被害対策協議会に増額の分として、理由としまして侵入防止柵のほうが入っているということで申し上げましたが、ちょっと私、勘違いで、防護柵の分じゃなくてあくまでもイノシシの捕獲した分の活動費ということで、その被害頭数がその分一昨年よりも倍増しているという、倍近くになっているということで、その分の活動費ということでその分増額負担ということでなってございます。以上でございます。

委員長 (藤巻博史君)

都市建設課参事江本篤夫君。

都市建設課参事 (江本篤夫君)

それでは、千坂委員のご質問にお答えさせていただきます。

河川愛護連合会の補助金の減額の理由という形だったかと思いますが、大和町の河川愛護会につきましては、県の補助金と大和町の補助金でもって運営をしておるという形になってございます。支出の状態につきましては、愛護会メンバーの方々の日当が主な支出になってございます。その中で、一昨年までですが、前年度の繰越金がその六十万何がしという形で繰越金額がちょっと大きかったということで、その分、見合いの分として今回180万円という補助金額という形で計上させていただいて、その額につきましては、河川愛護会の総会のほうでも了承いただきまして、そういった形で支出をしたという形になってございます。よろしくお願いします。

委員長 (藤巻博史君)

1番千坂博行委員。

千坂博行委員

鳥獣被害のほうですね、了解しました。イノシシ大分出てきていますので、頭数も 随分、昨年は96頭がことし156頭までふえたということで、効果があるのかなと思って おりますので、引き続き駆除のほうに力を注いでいただきたいと思います。

観光PRバスのほうも了解しました。非常によかったということですので、またリピーターがふえればいいなと思いますので、その辺の方の内容的なところで、そういうリピーター等々、人に紹介したいというような内容があったのだけ、ちょっとお伺いしたいと思います。

それと、河川愛護のほうは了解しました。ただ、人が減って、参加人数が減っていますので、今後、高齢化に伴って大分大変なんじゃないかのかなと思いますし、その辺、参加されている方の声、もしくはどういうふうにしてほしいというようなのがもし出ていればお願いしたいと思います。

委員長 (藤巻博史君)

産業振興課長文屋隆義君。

産業振興課長 (文屋隆義君)

それでは、お答えいたします。

まず1点目、有害鳥獣の件なんですけれども、このイノシシの捕獲頭数もまたこと し、昨年よりもまたことしということでまた頭数がふえてございますので、なおこの 実施隊の方々の協力をいただきながら、ことしも進めさせていただきたいと思います のでよろしくお願いします。

あと、バスツアーのリピーターということでございますけれども、昨年アンケートの中では、保福寺の見学をしていただいた方にまたもう一度ちょっと見たいといったような意見もございましたので、ことしもバスツアーのほう、4回ほど予定してございます。そちらのほうのまたコースにもその保福寺のほうを加えた形で企画をさせていただきたいと考えていますのでよろしくお願いいたします。

委員長 (藤巻博史君)

都市建設課参事江本篤夫君。

都市建設課参事 (江本篤夫君)

今、委員の質問にありました参加メンバーにつきましては、年々減少して、なおかつ高齢化になってきているという状態はどこの地区もございます。おっしゃられるように、そういった要因がありますのでなかなかというお話も確かにいただいていることはございます。そういった中で、今年度から県で機械、人力で押しながら除草ができるような機械というものを無償で貸し出すというようなものも、今回試行なんですが、やるという形もございますので、そういったものもということで、今回はちょっとタイミングがずれてしまいましたのであれですが、来年度以降にはそういったものも活用しながら、皆さんにPRをさせていただいて、幾らかでも軽減できるような策と、それから若干ではございますが、今年度の河川愛護会の日当費用とかそういったものも若干の上乗せとか、そういった形のもので皆さんで協力をお願いしながら活動していきたいなと考えてございます。以上でございます。

委員長 (藤巻博史君)

ほかにございませんか。3番犬飼克子委員。

犬飼克子委員

今の千坂委員の有害鳥獣対策、主要な施策の84ページのところなんですが、ことしから電気柵の助成が始まりましたが、電気柵の貸し出し、利用数、吉田地区16カ所、宮床地区4カ所、これはどうなったのかをお聞き、返却したのか買い取りしてもらったのかお聞きしたいと思います。

あと、もう一点、主要な施策の41ページの防犯対策事業のLEDの児童生徒の通学の安全確保及び町内の犯罪予防が図られたと、防犯灯の設置ですが、平成29年度、2,475灯ありましたが、防犯灯の改修に28灯51万8,000円、あと新設に45万9,000円、6灯とありますが、ここだけのLED化なのかお聞きします。

委員長 (藤巻博史君)

産業振興課長文屋隆義君。

産業振興課長 (文屋隆義君)

それでは、犬飼委員のご質問にお答えいたします。

有害鳥獣の関係での電気柵の貸し出しなんですけれども、これにつきましては、現在、吉田地区の方に16カ所と宮床地区に4カ所ということで貸し出しをずっと行っているわけなんですけれども、今年度から電気柵の助成の制度が制度化されたことによりまして、この方々につきましては結構電気柵を購入してからももう10年以上、15年近く経過しているということでございますので、具体的に個別にこれから当たりまして、それで今年度中にできれば回収させていただくということで、ご協力をいただきまして、来年度からこの補助事業の導入で電気柵のほうを購入していただいて、新たに設置していただきということで、これからその20名の方々を一戸一戸個別に当たっていきたいなということで考えています。以上でございます。

委員長 (藤巻博史君)

都市建設課参事江本篤夫君。

都市建設課参事 (江本篤夫君)

それでは、犬飼委員のご質問にお答えします。

今回、29年度末で2,475灯あるLEDは全て、LEDかというお話でございました。

それにつきましては、29年度で行ったこの28灯と6灯に関してはLEDでございます。そしてその残のほか、省エネタイプというような灯具がございまして、いわゆるエバーライトといったものでございますが、そちらも含めてという形になってございます。それ以外の物として、あと交付金を使いながらLED化を図ったのがほとんどでございますが、ただ、若干、山間部というか大和町の西部方面の山部分に関して、まだ若干灯具が残っておる場所もございますので、全てが省エネタイプ、LEDという形ではないのが今現状でございます。以上でございます。

委員長 (藤巻博史君)

3番犬飼克子委員。

犬飼克子委員

有害鳥獣対策の件に関しましては了解いたしました。理解いたしました。

LED化なんですが、まだ西部が残っているということは、吉田のほうがまだ残っているということなんでしょうか。これを全てLED化にする計画があるのかどうかお聞きします。

委員長 (藤巻博史君)

都市建設課参事江本篤夫君。

都市建設課参事 (江本篤夫君)

今の質問につきましては、そのとおりでございまして、できるだけ早目にこういった、昨年度も改修工事ということで28灯やってございますが、そのような形で随時進めていきまして、LED化を早期に図っていきたいとは考えてございますので、その西部というお話をさせていただきましたが、マスザワ地区とかのそちらのほうにも若干残っている部分がございましたので、そちらのほうで町道敷き立っている箇所がございましたので、そちらが若干おくれていたという形になってございます。以上でございます。

委員長 (藤巻博史君)

ほかにございますか。4番馬場良勝委員。

馬場良勝委員

それでは、私から、都市建設課2点、産建が2件ですね、お伺いをいたします。

まず、都市建からいきますか、決算書の29ページ、30ページですね、14款1項5目3節住宅使用料、こちらの未納、収入未決というんですか、額が31万円ほど前年度よりふえているのかなと思うところでございます。決算時の状況と、どういう理由でというのをお伺いをしたいと思います。

それから、決算書の同じく141ページ、142ページの7款2項1目11節需用費の中で、この中で修繕料、ご説明をいただいたわけですけれども、前年度と比較しますと若干ですが、15万円ぐらいですかね、減ということになっております。このぐらいと言っちゃあれですけれども、ある程度残があるんであればもう少しいろいろなところ、軽微な修繕でしょうから、修繕するところはいっぱいあるんじゃないのかなという感じがするんですが、その辺いかがだったのかをお伺いいたします。

では、産業振興課に、決算書の125ページ、126ページでよろしいでしょうか、5款1項1目12節の中で役務費の中で、通信運搬費13万2,000円の不用額が発生してございます。27年度ですと8万4,000円、28年度ですと3万6,000円ですかね、不用額が発生しておりました。若干、3年間しか比べていませんが、若干多いのかなと思いますので、その辺どのような内容なのかをお伺いいたします。

同じページでございますが、7節の賃金、11節と13節のほうから49万6,000円ですか、流用されておると思います。需用費大分多くなっているようですが、そこから持ってきたと思われます。理由を、他からでもあったんですけれども、随分今回流用、充用が多かったということで、その辺どのようにお考えかをお伺いいたします。以上です。

委員長 (藤巻博史君)

都市建設課参事江本篤夫君。

都市建設課参事 (江本篤夫君)

それでは、馬場委員のご質問にお答えをさせていただきます。

住宅使用料の未納額、前年度より増額になっているという形になってございます。 確かに、前年度よりトータルで約40近くという形になってございます。それについて は、毎年なんですが、職員等々が臨戸訪問、原則1月は必ずという形で、その中で臨 戸訪問をしてきたところではございますが、昨年度においては過年度分を重視しなが らそちらのほうをできるだけ減らす形でということを重視した中で、要は現年分がどうも逆に逆転をしてしまったというような状態がございましたので、その反省もふまえながら職員間のほうではできればトータルでお願いしたいという形でやってございます。とにかく払えるときに幾らでもという形で話は進めてはございますが、何分相手がございまして、その辺をお願いをしながら、今後も粘り強く進めていきたいと考えていますので、その点についてはご理解いただければと思います。

続きまして、2点目の7・2・1の修繕料についてでございますが、こちらにつきましては、車両管理費の中の対象車両等が減になったことについて、今回売り払いのところでございますが、車両を一部維持管理のほうから外したという形になってございますので、その分の経費のトータルの差額で減額という形になったということでございますので、よろしくお願いいたします。以上です。

委員長 (藤巻博史君)

産業振興課長文屋隆義君。

産業振興課長 (文屋隆義君)

それでは、馬場委員のご質問にお答えいたします。

まず1点目、12節役務費の不用額が多いという件につきましては、農業委員会の大塚参事から説明させていただきます。

委員長 (藤巻博史君)

産業振興課参事大塚 弘君。

産業振興課参事 (大塚 弘君)

農業委員会費の役務費、手数料の不用額が大きいのではないかというお尋ねでございます。これにつきましては、登記簿の謄本のほうですね、吉岡に交付できる、昨年度、28年度までできておったんですけれども、29年度から仙台のほうに直接行って交付を受けるようになりましたので、その分が残になったのが大きな要因でございます。今、3月補正で調整すればよかったのではないかというお考えもあろうかと思いますけれども、大事をとって残したということでございます。以上でございます。

委員長 (藤巻博史君)

産業振興課長文屋隆義君。

産業振興課長 (文屋隆義君)

2点目のご質問の件でございますけれども、この5款1項2目農業総務費につきましては、産業振興課分と財政課分の予算がございます。それで、この7節の賃金につきましては全て財政課のほうの予算となってございますので、ちょっと産業振興課のほうではその辺はちょっと説明のほうは差し控えてございますのでよろしくお願いいたします。

委員長 (藤巻博史君)

4番馬場良勝委員。

馬場良勝委員

それでは、何点か質問をさせていただきたいと思います。

住宅使用料ですか、非常に頭を痛めていらっしゃるのがひしひしと委員会でもわかるところでございます。これは、何ですけれども、要はアパートもいろいろ住宅等々持っていらっしゃいますけれども、どちらのほうが未納が多いとかそういうのはもう既にわかっていらっしゃってということの上でのお話だと思うんですけれども、やっぱり、一緒に住んでいらっしゃる方としては、要は長期間支払わないで住んでいらっしゃる方がいることが、要はその方たちにとって不公平感を物すごい与えると。払わなくてもいれるんだったらいれるんじゃないのっていう感覚を持っていただくと非常にこれはよくないと私は思うんですね。ですから、粘り強くというお言葉、参事のほうからございましたが、まさにそのとおりで、粘り強くしっかりとやっていただきたいと思います。ご答弁あればいただきたいと思います。

それから、対象車両の減というのは理解しました。ただ、道路の修繕費も入っていますよね。やはり、結構穴ぼこあいたり、軽微な修繕だと思うんですけれども、もちろん参事もご存じの上でのということで、余り責めたくはないんですけれども、やはり皆さん一番通るところが道路で、一番見えるところが道路で、一番成果が出るというか、皆さんが「ああ、やってくれているな」と思うところも道路であって、その辺しっかりと、見落とすことのないようにやっていただきたいと。こちらも答弁あればよろしくお願いしたいと思います。

それから、農業委員会のほうなんですけれども、これ仙台に直接行くことによっ

て、要は手数料というか、そういうのが省けたという理解でよいのかどうか、ちょっとその辺もう一度ご答弁ください。

委員長 (藤巻博史君)

都市建設課参事江本篤夫君。

都市建設課参事 (江本篤夫君)

それでは、住宅の未納額の処理ですね、そういったことに対しては、毎回ご答弁、前任の課長からずっとなんですが、とにかく今話ありましたとおり、粘り強く、きめ細かくという形で、職員、担当だけじゃなくて、その辺は課内でも調整しながら、なるべく目に見えるように、頑張りがですね、なかなか頑張っても目に見えてこないというところがちょっとございまして、担当も大変苦労しているという実状がございますが、その辺も加味しながら、なるべくみんなでサポートしながら、この辺は削減に努めていきたいなと考えています。

それから、2点目の道路の維持修繕に関しましては、ごもっともでございまして、 幾らかでもそのような箇所、どうしても全てが全て我々も追いつく形ではないもので ございますから、その辺は重々目を光らせながら、こういったある予算に関しては有 効に活用しながら維持管理をしていきたいと考えてございますのでよろしくお願いい たします。以上でございます。

委員長 (藤巻博史君)

産業振興課長文屋隆義君。

産業振興課長 (文屋隆義君)

馬場委員の再質問につきましても、担当の大塚参事からご説明いたします。

委員長 (藤巻博史君)

産業振興課参事大塚 弘君。

産業振興課参事 (大塚 弘君)

先ほどの、役務費の関係でのお尋ねでございます。吉岡で公用の登記簿申請をして おったときには、公用申請ができませんでしたので、その都度手数料がかかっており ました。今、仙台の法務局で申請する場合には直接ございますので手数料がかからないということでございます。

委員長 (藤巻博史君)

ほかにありますか。7番渡辺良雄委員。

渡辺良雄委員

産業振興課に2点、お尋ねをいたします。

説明書の85ページの農業基盤整備促進事業ということで、昨日大角ため池見学をさせていただいて、しっかりご説明をいただいたというところでございます。そこで少し担当の人にもお聞きしたんですけれども、整備事業をやって、あそこ、国からは侵入防止の柵というんですか、そういう物を設置する方向で国の指導的なものはあるけれども、大和町に400ほどのため池があって実行可能ではないというような話を賜ったんですけれども、それも重々理解をできるんですが、代表的な、人が入りやすいようなところには柵を回すようなお考えがあるのかどうか、一点お尋ねをしたいのと、それからもう一点は、立入禁止の看板が、昨日見せていただいたところでは「入ってはいけません」という表示が一つ、それから「遊んではいけません」という表示の看板が一つで、入ってはいけませんというのは非常に適切な看板かと思うんですが、ここで遊んではいけませんというのは抽象的で、何か事故があったときに町が管理責任を問われかねないというような感じも持つんですけれども、その辺の見解を一つお尋ねをしておきたいと思います。

それから、もう一点は、説明書の89ページで、企業誘致対策1,500万円ほどですけれども、企業折衝あるいは説明会の参加ということで29年度末で中核工業団地それからリサーチパーク、あと売れ残りが幾つあるのかお尋ねしたいと思います。以上です。

委員長 (藤巻博史君)

産業振興課長文屋隆義君。

産業振興課長 (文屋隆義君)

渡辺委員のご質問にお答えいたします。

まず1点目、ため池の安全柵といいますか侵入防止柵の件でございますけれども、 昨日の現地調査でそういったお話を担当のほうからされたかと思いますけれども、 今、確かにため池、大和町に400カ所ぐらいあるわけでございますけれども、かといってじゃあそれ全部できないんですという考えではございません。昨年につきましても、国道457の吉田綱木橋の近くに、ガケザワため池というため池がございます。そちらにフェンスは設置してございます。それでこのフェンスにつきましては、優先順位とかそういったことも踏まえまして、今後年次計画とかその辺を策定して、進めていきたいなということではちょっと考えていきたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

あと、2点目の立入禁止の看板ですね、これにつきましては、確かにちょっと表現については余りちょっと抽象的な表現も考えられるということもお受けいたしますので、これにつきましてはことしも看板は作成する予定になっていますので、この表現についてはもう少し内容を、どういったものがいいのかちょっとその辺を改めさせていただきたいと考えていますのでよろしくお願いいたします。

あと、3点目の、工業団地の現在の売りの区画についてでございますけれども、現在工業団地、仙台北部工業団地にW区画の2区画が現在区画としては残ってございます。それで、2区画合わせまして3.3~クタールの面積でございまして、現在その分が残区画ということで大和町では残っている状況でございます。よろしくお願いいたします。

委員長 (藤巻博史君)

7番渡辺良雄委員。

渡辺良雄委員

ため池のほう、理解をいたしました。

北部に売れ残りがあって、リサーチパークはもう残っていないという認識でよろしいんでしょうか。

委員長 (藤巻博史君)

産業振興課長文屋隆義君。

産業振興課長 (文屋隆義君)

再質問にお答えします。

リサーチパークについては全て完売となってございます。

委員長 (藤巻博史君)

ほかにありますか。9番浅野俊彦委員。

浅野俊彦委員

おはようございます。それでは、説明資料のまずは41ページをまずお開きをいただ きたいと思います。

こちらの2款1項13目の諸費の中で、先ほど犬飼委員のほうからもちょっと確認が入りました防犯灯の件でちょっとお伺いをしたいと思います。全2,475灯のうち、結果的にはLED化率が何%ぐらいで、さらにエバーライト率が今何%ぐらいになっているのかという部分をお伺いしたいのと、あとたしかこれ、電気料なんですけれども、エバーライト率またはLED化率が上がってきても余り変わっていないなという思いがございます。という中で、1灯当たりたしかこれ電力料幾らという、従量電灯と違う契約ではなかったのかなという気がいたしますけれども、そこの契約の仕方の状況をまずお伺いをしたいと思います。

続きまして、説明資料の、商工観光費の中の、91ページ、6款1項3目観光費の中の観光PRバスツアーに関して、いま一度詳細をお伺いしたいと思います。バス代の40万円の助成という話でありましたが、これ、バスツアーの分としてバス代を助成したというような、先ほど答弁であったかと思うんですが、具体的に企画をされて、バスツアーを実施された事業主体がどこであって、参加者的には1回目10名、2回目21名という話でありましたが、もともと何名ぐらいを予定された結果で10名ないし21名の結果であったのかという部分をお聞かせいただきたいと思います。

続きまして、92ページの7款2項1目のバスターミナル清掃管理費140万円でありますが、これ具体的な清掃の頻度等ですね、どのようになっているのかお聞かせをいただきたいと思います。

委員長 (藤巻博史君)

産業振興課長文屋隆義君。

産業振興課長 (文屋隆義君)

それでは、浅野委員のご質問にお答えいたします。

まず、バスツアーのPR事業でございますけれども、こちらについては、そのバス

会社に委託したということではなくて、何といいますか、そういう企画運営とPRということで、そちらのほう1件当たり19万9,800円ということで、それを委託しまして、それで参加する方を募集していただいたということでございます。それで、定員は40名で募集をいたしました。それで今回その委託した先は、そういう企画運営とあわせまして機関紙といいますか、そういう広報紙を作成する会社でございまして、そちらのほう、いろいろなバスツアーの企画をなされている会社でございます。そちらのほうで、実際こういったことを企画等をやっていただいて、募集のほうも全部そちらのほうで全てやっていただいた分として、全部その分の委託ということで19万9,800円、1件当たりということで、お願いしたものでございます。よろしくお願いいたします。

委員長 (藤巻博史君)

都市建設課参事江本篤夫君。

都市建設課参事 (江本篤夫君)

それでは、LED灯具の率、総数に対する率ということと、契約の仕方という形でございました。LED灯具については、省エネタイプという形で今まとめてございまして、LEDとエバーライトタイプという形で今、申しわけございません、手持ちで内訳がなくて、蛍光灯灯具との比率で総数を捉えてございまして、LEDいわゆる省エネタイプとしましては2,467灯、そのほか蛍光灯が8灯という形で、今押さえてございまして、その内訳というのが、申しわけございません、今持ち合わせてないので後ほどという形でお示ししたいと思います。

続きまして、ターミナルの清掃頻度、バスターミナルですね、清掃頻度につきましては、平日月曜から金曜については午前午後各1回ずつ清掃、見回りを行ってございます。あと、土日祝日に関しましては1日1回という形で、同じように見回り、清掃を行っておるという現状でございます。よろしくお願いします。(「電気料、契約」の声あり)済みません。

契約につきましても、1灯当たりという形でたしか月額で決まっていたかと思います。その金額まで今ちょっとないものですから、申しわけございませんが、それも……お願いします。済みません。

委員長 (藤巻博史君)

9番浅野俊彦委員。

浅野俊彦委員

まずは、ライトの話でありました。私、議員やらせていただいてから余り街路灯の 電気料800万円前後で変わっていないなという思いがある中、実際に従量電灯の契約と はまた違う部分で、仮に従量電灯の契約にしちゃうと高くなるのか安くなるのか、ち ょっと定かではないですが、さまざまな契約の仕方で夜間の電気って物すごい安いの で、という部分が気になった部分と、何でという部分でいくと、まほろばホールの管 理費の電気代を見ると、1,187万5,000円の計上なんですよね。ひだまりの丘に関して は水道電気ということで合わせての計上になっていましたが970万円に比較をすると、 LED化またはエバーライト化が進んでいる中、電力側と今までの電気の契約の仕方 で本当に正しいのかという部分は、一回検証しておく必要があるのではないのかなと いう気がしました。1灯当たりでついていようがついていまいが電気代は結果変わら ないという話になるのかもわかりませんが、さまざま、たまにセンサーがおかしくな っていて昼あんどんじゃないですけれども、日中もついているのがそのままになって いたりするような物を、仮に一町民として見かけると、さまざま節約の点も気にしな ければならない我々の立場からすると、一般の方からすると「なんだ、予算ない予算 ないって言っていながら、あのままにしているのか」みたいな考え方を持たれる方も いらっしゃる中ですね、そういったところで、省エネタイプに切りかわっている中で 何らか協議をされている団体もあるのではないかなという思いがあったものですから、 確認をお願いしたいなという思いでありました。

あと、バスツアーでありましたが、定員40名で、もう少しお伺いしたいというと、これ実際に1人当たり有料のツアーであったのかという部分と、非常に魅力を発信して交流人口をふやすという中での取り組みとして、非常にいい取り組みであろうなと、今いろいろ工場の稼働なりを非常に好まれるツアーがあったり、さまざまいろいろな趣味趣向を持たれた方々向けに来ていただいて、アンケートをとられた結果でよかった、大変よかったというような回答が、普通安価なツアーであれば大体皆さんよかったとつけるのが普通ぐらいの評価のところで、そこはちょっと厳しくアンケート結果をみなきゃないんであろうなという思いがありますが、やっぱりある意味、再度いらしていただけるような魅力の発信も、それが一番なんであろうなと。その後、一度いたしていただいた方々からよかった部分を、今はツイッター等で発信をしていただくような、そういう時代であろうなという中、定員40名に対して残念ながら1回目10人、

2回目21人というのは、スタートとはいえ必ずしも成功ではなかったのかなという中で、受益者負担といいましょうか、ただでも問題があるでありましょうし、とはいえ、金額以上のメリットまたは楽しさを味わっていただかないと次の方もいらっしゃらないという部分もあるでしょうし。企画運営をいただく会社さんも、定員を集めないと採算が合わないような、きちんとした営業努力をできるような仕組みでないと、なかなか継続していかないのではないかなという印象を持ちました。という中で、具体的な参加者の負担関係も含めて、いま一度確認をさせていただきたいと思います。

あと、バスターミナルの清掃の件に関しては、平日2回ということで、午前午後ということで、私もこの間使わせていただいたわけで、非常にきれいに清掃されているなと思った部分と、あと一緒に利用させていただいている方々、特に暑い日だったんですが、残念ながらエアコンもなくて、バスターミナルの中でバスが待てずに外でお待ちになられているような状況であったんです。建設当初もお話をさせていただいたわけでありますけれども、ちょっとした、バスに乗るのに飲料水的なものを購入したいなと思ってもなかなか、国交省の補助事業で当初開設された関係もあって、自販機等はなかなか置けないんだという話でありましたが、あれから補助事業を受けて実際に運行が始まった中で、制約的なところもある程度緩くなる部分もあるのではないかという思いがある中で、暑い中で待たれているのは何らか、もちろん暖房はあるわけでありますけれども、今の状況で、炎天下で待つというのも余りよろしくないのかなと思うのと、多少、自販機なりの設置によって、お待ちになられる方々の待ち時間を快適に過ごしていただくというような、何らか工夫もしていかないと利用率的なところもなかなか上がっては行かないんではないのかなという気がした次第です。そういう意味で、国交省の縛り等がどうなっておるのか、いま一度お伺いしたいと思います。

委員長 (藤巻博史君)

産業振興課長文屋隆義君。

産業振興課長 (文屋隆義君)

それでは、再質問にお答えさせていただきます。

バスツアーの旅行代金なんですけれども、1回目の2月22日については1人当たり7,500円の負担、2回目の3月20日に開催したものにつきましては1人6,000円の負担ということでいただいております。それで、今回その広報の掲載ということで、定期的の広報を発行している会社のほうに委託したわけなんですけれども、1回目につき

ましては1月27日と2月3日ということで、対象世帯が20万4,000世帯の方々に配布させていただいたと。あと、2回目につきましては、2月24日と3月3日の2回ということで、こちらも同じく20万4,000世帯の方に配布していただいたものでございます。それで、今回40名の定員に対しまして10名と21名ということで大変少ないんじゃないかというようなご指摘なわけなんですけれども、実はこの2月と3月になぜ行ったかといいますと、一番観光客といいますか大和町に来る方々が一番少ない冬場ということで、何とかその冬場の少ない時期にどうやったら誘客をできる方法があるのかなということで、今回29年度にまず試行的に2月と3月という時期を選定して、企画をさせていただいたわけでございます。それで、今後は、時期的なもの等もちょっとその辺もトータル的にまた少し検討しまして、開催時期、ことしは4回ほど開催することで予定していますけれども、ことしはまず秋ということでこれから第1回目ということで委託をしているわけでございますけれども、その辺の時期的なものもちょっと変更しまして、ことしばちょっと開催したいなということで考えております。

あと、まだ実際参加していただいた方に、まだそういったことで再度そういったものに参加していただけるような手法といいますか、その辺については、いろいろSNSとかですね、そういったことでも、こういったことでこのぐらいの……そういった情報発信をどういったものがいいのか、今後検討をさせていただきたいと思って考えておりますのでよろしくお願いいたします。

委員長 (藤巻博史君)

都市建設課参事江本篤夫君。

都市建設課参事 (江本篤夫君)

それでは、先ほどのLEDに関しては、申しわけございませんが後ほど説明させていただきまして、バスターミナルにつきましては、確かにあの施設、ガラス張りのような状態になってございますので、ことしのように日差しの強いときにはというのは、委員おっしゃるとおり、中はかなりのということは重々存じてございまして、その辺では、その状況を踏まえながら、町のほうでもいろいろなことを打ち出してはおりますので、その中で今後、集客のための施設でございますので、そういったところにも検討していきたいなとは考えてございます。また、サービス用の飲み物とかそういった提供の施設ということで、あそこはいかがかという話もいただいたんですが、開設当初は確かに国の補助事業をいただきまして、道路区域として整備をしたという

観点から、ああいう駐車場スペースとかいろいろございますが、あれはあくまでも道路の中の施設ですというような位置づけになっておりましたので、その中でいろいろ集客とかそういった施設は道路利用とかそういったもので、国のほうでもいろいろな制度がございますので、そういったものもちょっと見ながら、あと県とも相談しながら、そういったものが可能かどうかも含めて検討していきたいと考えてございます。以上でございます。

委員長 (藤巻博史君)

質疑の途中ですが、暫時休憩いたします。

休憩の時間は15分間とします。再開は11時15分とします。

午前11時00分 休 憩 午前11時14分 再 開

委員長 (藤巻博史君)

再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

最初に、都市建設課参事江本篤夫君より、先ほどの質問に対する回答があります。

都市建設課参事 (江本篤夫君)

大変申しわけございません。LEDの件に関しまして、ただいまより回答させていただきます。まず、LEDの総数に対する個数、比率でございますが、まずLED灯具につきましては1,924灯でございます。比率にしまして77.7%になってございます。エバーライトにつきましては543灯ございます。比率が22%になってございます。あと蛍光灯としまして8灯で、0.3%という形になってございます。

契約の仕方に関しましては、月単価という形になってございまして、常時灯具が24時間、仮についていたとしても、その料金は一律と、月一律、1カ月幾らという形の契約になってございます。前よりも金額的にかなり上がってきているというお話でございますが、それに関しましては、震災以降再生可能エネルギー発電促進賦課金というものが新たに賦課されまして、それによりまして年々、前年度よりも約二、三円ずつ上がってきているというような状態から、スタート時点からですとかなりの単価の差があるという形になっているというような現状でございます。それで、一番最初に

スタートした時点というのが、もともと蛍光灯というとことからLEDにという形でしたので、その時点は、従前は40ワット、60ワットの裸電球というのが主で、灯具も少なかったわけですが、そういったところからスタートして今のような状態になっているということでございます。以上でございます。

委員長 (藤巻博史君)

9番浅野俊彦委員。

浅野俊彦委員

ただいま、街路灯の種類別の比率のご報告がございました。いま一度、これ念のた め、電力等にも確認をいただきたいと思うんですけれども、現実的に40ワットから60 ワットの物の時代から、今これ相当の灯ですとLEDの場合ですと5ワット程度の多 分消費電力ではないのかなと思う中、一部民間で契約される場合の街路灯関係の契約 においても、通常の白色灯なりの契約の月額単価に加えて、LEDなり消費電力によ って何段階かレベルがあるみたいなんですよね。という中で、機器の単純な入れかえ だけでは固定費が埋まる話にはならないんではないのかなと思う中、現状の電力、電 気法等で可能なのかどうかっていう部分がもちろんありますけれども、機器の入れか えをしたら、やっぱり基準の契約もうやっぱり見直しをして圧縮できる可能性が私は あるんではないのかなという気がします。物理的に消費電力料が低いわけであります し、一般のご家庭の方々、今大体賦課金を入れて1キロワット当たり28円から9円ぐ らいが通常の1キロワット当たりの昼間の購入単価だと思うんですけれども、夜間安 くなる契約をされると11円ちょっとで購入できて、半分以下の電気になるはずであり まして、そういう意味では金額が高いのか安いのか、私もちょっとそこまでのデータ を持ち合わせていないのでわかりませんけれども、物理的に消費電力は下がるはずで ありまして、それに伴う段階的な料金形態または契約形態がないのかという部分です ね、ぜひ今後に向けてお調べをいただきたいなと思います。

あとバスターミナルのほうでありますけれども、確かに道路の見なしという話でありましたけれども、通常やっぱり、関東方面または西日本方面に伺うと、高速バス等の移動というのも非常に頻繁で、通常ああいったバスターミナルに行くと夜間、夜中の乗り入れなり、うちもササニシキ号なりあるわけでありますけれども、車の中で飲む飲み物であるとか、ちょっとした軽食の自販機だとか、どこまでいるのかという部分、もちろん採算性の話もあるかと思いますけれども、何かそういったものが買える

ような場があるのがある意味普通で、あと近隣の観光施設の案内であるとか、ほかの地域とのアクセス情報であるとかさまざまあるのが何か普通の中、建物があそこにできちゃって運用は始まっているわけでありますけれども、ぜひ本当の意味で交通の起点になっていただけるような施設となるような、現代的な改善も行ってほしいなという思いがありますのと、仮に道路だからあそこだめだとなった場合、フェンスの1枚、2枚外して、町有地の部分に自販機を仮に、ちょっとしたものを置くだとか、ある意味工夫の仕方ではないのかなという思いがありました。この間利用したときのちょっとしたエピソードではありませんが、たまたま昼間の暑い時間に何った中で、本当に暑い中3人の方が高速バスを待たれていたわけでありましたけれども、「ちょうどいいところに来た、議員ですよね」「何で外で待っているんですか」「いや暑くてね、入っていられないんだ」っていうような話で、「こいづはあんたら何とかしなきゃないんでないのすか」なんていうお話がちょっとあったのも思い出したものですから、質問をさせていただいた次第です。ぜひ改善を、利用者の目線で、改善を求めたいなというところをつけ加えさせていただきたいと思います。

あと、観光バスツアーですね。やっぱり今後の交流人口をふやすという中で、一つ の起爆剤にぜひ私はなってほしいという思いから、お話をさせていただいているわけ でありますが、ただいかんせん二十二、三万戸に今ビラをまいていただいた結果で10 名、21名というとちょっと寂しいかなという思いがあるのと、あわせて参加費を伺っ たら1回目7,500円、6,000円をお出しいただいてわざわざいらしていただいた方々 に、料金以上の満足を得たのかなという部分は、本当に辛口の意見でもアンケートな りなんなり、ぜひとっていただきながら、出したその費用以上の満足度が得られてい るのか、何が満足されるのかなという部分も、ある意味中にいる我々だと見えない部 分、せっかくいらした方々が、今度こういうツアーもいいんじゃないのかなという、 ある意味企画にも入っていただけるような、そんなようなアンケートなりにしていた だいて、冬場の交流人口の少ない時期、町内には2カ所の温泉施設もあるわけであり ますし、さまざまいろいろないいところを発見していただいて、発信していただける ような場になるように、ある程度の定員なりの目標も設けながら進めていただければ なという思いでございます。そういった意味で、今後広報、バス代はほぼゼロなわけ でありますが、その何らか、定員が幾らでも近い値になるような取り組みとなるよう な仕組み、仕掛けも必要なのかなという思いがございます。またインセンティブでは ありませんけれども、最後になりますけれども、これ実際に料金の中で、もちろんさ まざま入場料だとかあと食事代を引かれるわけでありますが、企画された会社さんに

おいても何らか報酬、インセンティブが入るような仕掛けであったのかという部分ですね。7,500円のうち1人出た分その企画された会社さんでマージンが幾らかとれるような取り組みであったのかという部分、最後に確認をさせていただいて質問を終わりたいと思います。

委員長 (藤巻博史君)

都市建設課参事江本篤夫君。

都市建設課参事 (江本篤夫君)

それでは、LEDの月額単価につきましては、相手方、電力会社さんもございますが、そちらのほうとも相談させていただきながら、その料金の圧縮等について何かの方策等がないか、その辺は相談してその辺の検討をしていきたいと考えておりますのでよろしくお願いしたいと思います。

あと、バスターミナルに関しましては、先ほども申したとおり、ことしは大変暑う ございまして、利用者の方々には大変ご不便をおかけしたということは重々承知して ございますので、そういったことも踏まえて、来年度以降ということで、いろいろな 方策を考えながらその辺の改善を、何らかの方策はちょっと検討していきたいと考え てございます。

サービス提供物のそういった自動販売機とか、そういったものがという話ですが、 敷地内のほうに関して法的な緩和策とか運用の仕方で、その辺の設置の方向が可能か どうかも含めて、上司ともうちょっと話をさせていただきまして、よりよい施設にな るように検討していきたいと思いますのでよろしくお願いいたします。以上でござい ます。

委員長 (藤巻博史君)

産業振興課長文屋隆義君。

産業振興課長 (文屋隆義君)

それでは、お答えいたします。

バスツアーの参加料につきましては、あくまでもそちらの委託している業者のほうでその分設定をしております。ですから、町のほうでこの金額にしてくということではなく、あくまでもあちらのほうで採算をとれるかとれないかというようなことを計

算の上、その算定をしているものであります。ですから、例えば入館料とか食事代、 その辺ある程度の高いのを注文するとなると、当然参加費のほうもその分高くなると いうようなことでございますので、それについては町のほうで一切助成とかその辺ま ではやっていない内容となってございます。

あと、そのアンケートですね。確かに満足とかそういった以外にも、もう少し突っ 込んだ形で、どういった内容がいいのか、その辺を少し、今年度の事業からその辺ち ょっと内容についてももう少し検討させていただきたいということで考えていますの でよろしくお願いいたします。

委員長 (藤巻博史君)

12番平渡高志君。

平渡高志委員

それでは、産業振興課に1点、都市建設課に1点、質問させていただきます。

成果に関する説明書の86ページ、5・2・1の林業振興費の中の吉田地区巡視業務 委託41万7,000円となっておりますが、この業務内容をお教えいただきたいと思いま す。

また、93ページ、7・2・2の道路新設改良費、この前、前河原熊谷線、きのうですか、見させていただきました。本当に少ない予算の中、大きな成果を上げていると、常日頃本当に感謝をいたしておるところでありますが、この、見ますと、あそこもまだ来年引き続きやる、また幕柳大平線も117メートルで1,931万円と、これも800メートルの中を5年間でやるというような小刻みな仕事になっていますが、どうせやるなら私、5年もたったら最初やったところがもうがたがたになって、せっかくやったのが、800メートルが、開通するまで……、というのが地元の声、我々の声でもあるんです。それで、小刻みにやるものいいんですけれども、少ない本数を一気にやったほうが、地元からも喜ばれるし、我々も仕事が見えるのかなと。確かに、査定でいろいろなこと、多分都市建設課の方々はそのような方針でいるんでしょうけれども、そこのもう少し、町のほう、財政課、町長当局、ここに副町長もおりますけれども、説得して、やはりこれは一本に、一気にやらないと、機械も5年間何回も運んだり、運送費だけでも本当に何十万です、私もちょっと頼むとトレーラー5万円とかね、往復すると相当な金額になるし、それは舗装から重機からの輸送料としたら大変な、この1,900万円、この117メートルだけでね。これ一気に2年間でやれば、400メートルずつ

ぎゅいんとやればそんなにもかからないし、何かちょっと、事務経費だけが大きくかかるのかなというのが、うんとするんです。町として見れば、本数を余計やればうんとやったように見えると思うんだけれども。実際、現状的いうと、全然地元、また我々から見れば、何か、何やっているんだというほうになると思うんです。それは、執行の仕方、課長でなく副町長がおりますからそこにまずと、あと、都市建設課の参事、どのように考えておるかということをお聞きします。

委員長 (藤巻博史君)

産業振興課長文屋隆義君。

産業振興課長 (文屋隆義君)

平渡委員のご質問にお答えいたします。

森林管理巡視業務の吉田地区の巡視業務委託41万7,000円のその業務内容でございますが、ほかの2地区も同じ内容となっておりますけれども、基本的に林道とその林道周辺の森林のほうですね、週1回程度巡視をしていただいて、その巡視結果を報告をいただいているものでございます。その内容によりまして、あと修繕が必要か必要でないかというのも、こちらのほうでその検討をして対応をさせていただいているような状況ということで、その巡視業務のほうをお願いしている内容でございます。よろしくお願いいたします。

委員長 (藤巻博史君)

都市建設課参事江本篤夫君。

都市建設課参事 (江本篤夫君)

平渡委員のご質問にお答えします。

道路新設、舗装改良事業につきましては、防衛事業でもって実施をしたところでございますが、委員おっしゃるとおり100メートル前後というような延長で実施をさせていただいたところでございます。各地区とも交通量等々、大型車両とそれからそれ以外のものということで、地区にとってはかなり重要な路線という形ではあったかと思いまして、その中でなるべく、補修をなるべく地区ごとに進めていきたいというような中からこういった形にはなったわけなんですが、委員おっしゃるとおりその重点的なやり方、運用の仕方というのもあるのではないかというご指摘でございますが、そ

ういったことも踏まえて、その辺は今後検討はしていきたいとは考えてございますが、 それを倍という形にはどうかというのはこれからちょっと、なお、見直させていただ く形にはしたいと思いますが、できるだけそういったものをできるような方策を、ちょっと今後考えていきたいとは考えてございます。以上でございます。

委員長 (藤巻博史君)

副町長浅野喜高君。

副 町 長 (浅野喜高君)

ただいまの平渡委員の質問にお答えをさせていただきたいと思います。

ただいまの、都市建設課の江本参事からもご回答させていただきましたが、確かに 大和町全体を見ますと、大分舗装の修繕を早急にしなきゃないというところもかなり ふえてきている状況でございます。舗装につきましては、耐用年数はやはり、ほぼ標 準的な耐用年数だと大体10年、それから20年と、いろいろ道路の構造によって違って くるようでございますが、ただ、今は、舗装修繕につきましては、主管課のほうでき ちんと計画をつくって、それぞれ地区ごとに整備をしている状況でございますが、確 かに短い距離を何年もかけてやるというのは非常に効率も悪いし、やっぱり経費的に も確かにかかるとは思います。ただ、この現在の路線につきましては、大平幕柳線に つきましては、国の補助事業でやっているものですから、その辺の補助の事業として おりますので、その辺国とのそういった補助の、その年度の補助金がどのくらいもら えるかにもよりますし、そういったことも検討して、なるべくやはり長い距離をして も終わるようには検討するように、主管課と一緒に必要な検討をさせていただきたい と思います。以上です。

委員長 (藤巻博史君)

12番平渡高志君。

平渡高志委員

この巡視業務、林道とかパトロール等々でしょうが、消防団でも4月後半か5月からずっと何カ月間にわたって、毎日か、ちょっと詳しく……、でも巡視はしているんですよね。結局だけど、消防団の場合は、こっちのほうの消防団の活動費の中から出て、結局今受け取っている愛林公益会かな、のほうからは一銭もないのかと私聞いた

ところ、全然ないと。結局、うちらほうの費用弁償だけで3人体制でパトロール、山 火事含めたパトロールはずっとやっているんですよね。だけれども、一緒に1回やる といいながら、結局消防団任せのところも結構あるんでないかなと。二重にやってい るのかなというのもあるんだけれども。こういうところ、ある程度消防団が回ってい るんであれば、道路悪ければ道路悪いよぐらい、そんなことは、山火事の見るだけで なく見れるんだから、そういうところも逆に愛林公益会から、そういう期間だったら 消防団のほうにとかって、ない経費の中で本当にかわいそうな1,500円の日当でやって いるような状況ですからね、やっぱりそういうところもこの41万7,000円をまるまるじ ゃなく消防団のほうに、公益会で受け取っているんであればですよ、やっぱり少しや るとかしないと、何もしないで何カ月間、この金額をもらっていることに対して、ち ょっとおかしいなと思ったものですから、今質問させていただきました。

また、道路のほうですね、やはり補助事業も大事でしょうが、今大体、前はその5地区、旧5地区ね、あった中で平均にというようなころもあったけれども、今の議員さんたちそういう縄張りも何もありませんから、何で鶴巣ばりやってとか吉田ばりやっているなんて言いませんから、その地区に1カ所にまとめてぼんとやってもらったほうがうれしいんですよ、やっぱり。100メートルずつちょこちょこやっていただくよりね。だからそういうのも、昔の流れはあるでしょうけれども、今の議員さん方そんなおらほうばり遅いとか、2年待っても3年待ってもいいから一気にやってけろっていうのが大半だと思いますよ、お話ししておる中で。ですからそれはもう前のことはすっかりまず置いて、今度の業務をあなたたちで考えていただく。町のほうも、執行部のほうもそうね。吉田100メートル、鶴巣100メートル、宮床100メートルという考えでなく、やはりそして補助事業ばりに頼らないで、補助事業プラス、財政が豊かになってきているんですから町の予算入れても短縮してやったほうが、私は効率がいいのかなと思いますので、もう一点そこのところを。

委員長 (藤巻博史君)

産業振興課長文屋隆義君。

産業振興課長 (文屋隆義君)

平渡委員の再質問にお答えいたします。

今、確かに消防団のほうでも巡視のほうを、町のほうでお願いしているという状況 を、確認をさせていただきました。それで、じゃあ今後、その辺今消防団のほうと、 愛林公益会のほうの、その辺の巡視の内容について、再度ちょっと確認をさせていた だきたいと思いまして、それでちょっと今後どういったのがいいのかというのを検討 させていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

委員長 (藤巻博史君)

都市建設課参事江本篤夫君。

都市建設課参事 (江本篤夫君)

それでは、お答えさせていただきます。

委員おっしゃるとおり、そういった延長を小出しにという形よりはということで、 今後につきましては、そういったことを踏まえながらメーンがどうしても補助事業を 主として事業を遂行しますので、その中で相手がございますので、そういった中で協 議をしながら、そういった延長の増に向けたその手法を検討してまいりたいと考えて ございます。以上でございます。

委員長 (藤巻博史君)

副町長浅野喜高君。

副 町 長 (浅野喜高君)

ただいまの江本参事がお話ししたとおり、やはり主管課のほうできちんと案をつくっていただきまして、その案に基づいて、できる限り延長は長めに、路線ごとにやっぱり整備していくのも一つの手法でございますので、そういった方向で検討させていただきたいと思います。

委員長 (藤巻博史君)

12番平渡高志君。

平渡高志委員

吉田の巡視のほう、結局暑い中、半年ぐらいやったのかな、消防団ね、交代交代で やっておる中で、飲み物もジュース代も出ないような話ではちょっと、「愛林会から 一銭も出ないのか」と言ったら「出ません」という話でしたもので、この予算見ると 41万7,000円も町から出ているわけですから、そういうのもパトロール中異常なしとか って、火事ばりでなく現状もチェックするわけですから、消防団で。そういうパトロールの分が入っているのであればそこを少し、ジュース代とかいろいろな面で消防団に援助してあげるのもいいのかなと思ったもので、どうぞそこのところはよろしくお願いします。

あと、道路の件に関しては、本当に前向きな答弁で、よろしくお願いします。終わります。

委員長 (藤巻博史君)

ほかにありますか。

「なし」と呼ぶ者あり

ないようですから、これで産業振興課、農業委員会、都市建設課、上下水道課の決算についての質疑を終わります。

どうもご苦労さまでございました。

暫時休憩をいたします。

再開は午後1時といたします。

午前11時41分 休 憩 午後 1時03分 再 開

委員長 (藤巻博史君)

再開をいたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。

これより審査を行います。

審査の対象は、税務課、会計課、議会事務局です。

ここで、課長等より出席職員の紹介をお願いします。

税務課課長千葉喜一君。

税務課長 (千葉喜一君)

それでは、午後もよろしくお願いいたします。本日出席しております税務課の職員 を紹介させていただきます。

私の隣が、徴収対策室長遠藤秀一でございます。 (「遠藤と申します。どうぞよろ しくお願いします」の声あり) その隣になります、課長補佐兼、7月1日付で固定資産税係長となりました遠藤眞起子でございます。(「遠藤と申します。よろしくどうぞお願いいたします」の声あり)

後列になります、住民税係長の丹野俊宏でございます。 (「丹野です。どうぞよろ しくお願いいたします」の声あり)

隣が、徴収対策室徴収対策係長の阿部友紀でございます。 (「阿部と申します。よ ろしくお願いいたします」の声あり)

私、税務課長の千葉喜一でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

委員長 (藤巻博史君)

会計管理者兼会計課長三浦伸博君。

会計管理者兼会計課長 (三浦伸博君)

それでは、会計課の出席職員を紹介させていただきます。

私の右手でございます、会計係長の和田一史でございます。 (「和田です。よろしくお願いいたします」の声あり)

私、会計管理者兼会計課長の三浦伸博です。どうぞよろしくお願いいたします。

委員長 (藤巻博史君)

また、引き続き、副町長浅野喜高君が同席しておりますので、ご紹介いたします。なお、議会事務局職員の紹介については省略をさせていただきます。

説明が終了しておりますので、ただちに質疑に入ります。

質疑ありませんか。4番馬場良勝委員。

馬場良勝委員

それでは、会計課に1点、議会事務局に1点、お伺いをいたします。

まず、会計課でございます。

決算書の71、72ページをお開きいただきたいと思います。

2款1項4目11節需用費ですね。予算を前年度より多くとられまして、不用額がそれなりに出ておるようでございます。27年度ですと4万5,000円ですか、28年度で13万5,000円、そのくらいが出ているようですが、今年度ちょっと多いように感じております。どのような理由かをお答えいただければと思います。

それから、議会事務局になんですけれども、1款1項1目10節議長の交際費ですね。 27年度あたりは足りなくて予備費から少しとってきたりもしておるんですが、私から 見ても議長のいろいろなところに行く、行事等に行くのが非常に多いと。その中で、 不用額は出ておりますが、この金額で事務局として足りているのかどうか、その辺お 伺いをしたいと思います。以上です。

委員長 (藤巻博史君)

会計課長三浦伸博君。

会計管理者兼会計課長 (三浦伸博君)

それでは、ただいまの馬場委員のご質問にお答えをさせていただきます。

まず、平成28年度需用費の支出済額でございます。143万9,654円ということでございます。29年度につきましては129万207円ということで、確かに支出済額的には29年度のほうが少なくはなっておりますけれども不用額、委員おっしゃるとおり35万8,793円といった部分で、28年度よりも約20万円以上、ちょっと超えているといった部分がございます。こちらにやつにつきましては、28年度なんですけれども、請求書等の印刷を行わさせていただきました。29年度でも必要になるだろうということで予定をしておったんですけれども、間に合うというか、29年度こなせると、請求書の数こなせると、用紙の部分がこなせるということで、その部分での執行残がふえたものということでございます。以上でございます。

委員長 (藤巻博史君)

議会事務局長浅野義則君。

議会事務局長 (浅野義則君)

それでは、馬場良勝委員のご質問に答えさせていただきます。

議長の交際費ということでございますが、議長の交際費につきましてはご存じのとおり各種団体の総会等のご祝儀、それから研修会等の会費ということで支出をさせていただいております。昨年度の比較もさせていただきましたが、今年度と同様に不用の部分が出ている状態でございますので、今の段階ではこれで足りるということで考えております。以上でございます。

委員長 (藤巻博史君)

ほかにございませんか。6番門間浩宇委員。

門間浩宇委員

税務課のほうに1つ。毎年この時期あるいは予算の時期にも出てくるんでしょうが、施策の中の45ページの納税完納報奨金、納税組合に関連したことではあるんですが、報奨金ということで1,054万8,000円というようなことで、施策名の中で使われておりますが、納税組合の関連、管内で大体約50%近くの納税組合関連の税金が納められているということは記憶をしているんですが、納期内完納と年内完納との報奨金のパーセンテージの違いとか、その辺のところ、ちょっと不案内なものですから、教えていただければと思うんですが。1点だけ。

委員長 (藤巻博史君)

税務課長千葉喜一君。

税務課長 (千葉喜一君)

それでは、門間委員のご質問にお答えをさせていただきます。

納税組合につきましては、個人で納めていただく税金の4割相当を納税組合のほうから納めていただいているところではございますけれども、主要な施策の成果に関する説明書の44ページに記載をさせていただいておりますけれども、全体で町税ですと38.4%、国保税含めますと38.5%を納税組合から納めていただいている状況でございます。それで、報奨金でございますけれども、納期内完納につきましては町で定めている納期ごとに納めていただいた組合に対しまして、納めていただいた税額の1.5%を交付させていただいております。どうしても納期内に完納できない組合については、年内完納ということでございまして、年内完納の組合につきましては、納めていただいた税額の0.3%を完納報奨金として交付させていただいているものでございます。そのほかに、組合員1戸当たり700円、これは納期内も年内も同額でございます。さらに、納税通知書1件当たり50円で納税組合のほうに完納報奨金として交付をさせていただいている状況でございます。よろしくお願いいたします。

委員長 (藤巻博史君)

6番門間浩宇委員。

門間浩宇委員

ありがとうございます。納税組合があることによっての、町内に対しての町税と、 県税も含めてですけれども、40%近くを占めているという部分では、納税組合のあり 方というのはかなり大きな位置を占めているんだなと、改めて認識をさせていただき ました。この報償金に関しましても、大分この報奨金のパーセンテージでずっと推移 をしてきているんでしょうけれども、一時下げられたという記憶がございます。こう いった部分で、大事な立ち位置を占めているわけですからね。大分納税額も上がって きているものですから、その辺のところもある程度見直してあげてもいいのではない のかなという意味合いでの質問でございます。税務課のほうで、あるいは副町長、毎 回副町長を引っ張り出されるんですが、そういった意味でどういうお考えを持ってい るのかお聞かせを願いたいかなと思います。

委員長 (藤巻博史君)

税務課長千葉喜一君。

税務課長 (千葉喜一君)

それでは、門間委員のご質問に答えさせていただきます。

確かに、担当課といたしますれば、どうしても納期を過ぎてしまっている方につきましては納期後、法律では20日以内ということになっているんですけれども、町のほうではその法律に基づいて督促状を発行させていただいているんですけれども、納税組合につきましては、そういった事務的なものが必要ないと。ただ、どうしても組合の中にも、組合でも加入者全員の納付書を組合で管理して組合で納めていただいているところと、あとはその組合員皆様方の申し合わせ事項できちんと個人ごとに、組合員ごとに納期ごとに納めていただいている組合と、71組合の中で違いがあるんですけれども、町のほうとしますれば納税組合の加入されている方についてはそういった督促状の発送事務がなくなるということで、あとは町といたしましても決まった日に決まった税額が入るということで、財政的にも大変貴重なものだと思っております。でも、ちょっと、資料準備不足で申しわけなかったんですけれども、確かに組合の報奨金も一時期、今お話しさせていただいたように納期内は1.5%、年内が0.3ということで、以前はちょっと定かではないんですけれども、いつからこのように変わったかというのは定かではないんですけれども、確かに納期内についても年内についても報奨

金については、私の記憶では大体この倍ぐらいだったのかなと記憶しております。ただ、大和町の納税組合ではそういった事例はなかったんですけれども、県内の他の自治体のほうでその報奨金の使い方等とかのいろいろそういった議論もされていたところでございまして、あとは、前は納める回数も前期後期の2期制だったり、そういうときには2期分も1期に合わせて納めてもらえば町のほうでもなおさら早目に歳入があるということで、それらが、納期が回数が多くなった時期にあわせて、たしかこの報奨金も見直ししたんじゃなかったかなと記憶しているところでございます。ただ、いずれにしましても、町のほうでは今お話しさせていただいたような納税組合の組織があることによって、そういった事務的な軽減も図れますし、せっかく納めていただく税金にこういった報奨金を利用して、当然納税意識の向上とか地域内のコミュニケーションとかが図れればなおと思っておりますので、担当課とすれば何とか、前の報奨金とまではいかなくても、見直しも必要なのかなと。そうすれば、組合の加入率も上がるのかなと思っているところでございますけれども、今現在はこういった率で交付をさせていただいているという状況でございますので、よろしくお願いいたします。

委員長 (藤巻博史君)

副町長浅野喜高君。

副 町 長 (浅野喜高君)

それでは、お答えをさせていただきたいと思います。

ただいまの税務課長がお話ししたとおりだと思いますが、ただ、確かに納税組合ですね、本当に必要性は十二分に認識はしております。ただ、税金ですから、個人で結構先に完納する方もいますので、個人でも滞納していない方もおりますので、そういった公平性もございますので、この経過に至ったまでもいろいろ協議をなさっていろいろこういう率に決定したと思いますので、現状維持をしていきたいと思っています。やはり個人で納税している方々も、やはり、そういったことで、組合だけにそういった特典を余りにも上積みをしていくというのはいかがかなと思いますので、ひとつご了承をお願いしたいと思います。

委員長 (藤巻博史君)

6番門間浩宇委員。

門間浩宇委員

千葉課長と副町長から答弁をいただきまして、若干温度差があるようには見受けたんですが。納税組合があることによっていろいろなメリットがありますよと、ただ、その地域ごとの納税組合によっても温度差がありますし、納税組合での完納に向けた動きも承知をした上で話をさせていただいております。いろいろな問題もありながら、何といいますか、個人と納税組合との内部とのいろいろ葛藤も含めて理解をさせた上で話をさせていただいているんですが、組合を組織する側にとっては納期内に納めればこのくらいいただけますよという部分を十分理解した上で、その中でやりとりをしているということもお考えをいただきながら、当てにしている部分のお金でもあるよということも含めて、ぜひ、来年から必ずしてくださいというお願いではありません。ただ、検討をしていただいて、頭の中に少し入れておいていただく程度でも結構ですから、意識づけの上での質問をさせていただきました。よろしくお願いを申し上げます。

委員長 (藤巻博史君)

ほかにございますか。7番渡辺良雄委員。

渡辺良雄委員

委員長に名前を忘れられたかと。

決算書の30ページ、住宅使用料の収入未済額370万5,900円とあるんですが、これ私、ちょっと聞き漏らしたかなと思いますので、もう一度ちょっとご説明いただけたらと思うんですが。会計ですね。(不規則発言あり)

委員長 (藤巻博史君)

会計管理者兼会計課長三浦伸博君。

会計管理者兼会計課長 (三浦伸博君)

それでは、渡辺委員のご質問にお答えをさせていただきます。

使用料、5目土木使用料でございます。住宅使用料についてでございますが、町営住宅の入居者に対します家賃収入といたしまして386万円の収入済額で、370万円が今現在収入未済額となっておるところでございます。説明的には私のほうからは以上でございます。

委員長 (藤巻博史君)

ほかに、14番髙平聡雄君。

髙平聡雄委員

それではお尋ねします。

事業実施は今年度なんですけれども、その準備のために昨年度クレジットとコンビニ収納のために条例改正やらあるいはその手続やら準備をされたと思うんですね。そのスケジュールというのはどのくらいの期間かかって、どういう作業をしたのかっていうことを聞かせてください。

それと、本来昨年度収入として計上したかったもので、要するに納税されなかった 部分ありますよね。そういったものを今年度になって払うということになった場合に、 今言ったように新たにコンビニだとかカードを利用して収納したいといった場合に、 督促状等町からの送付されるものによって、そのまま自動的にコンビニだとかそうい ったところで収納できるものなのかどうか、その辺を教えてほしいのと、実際に、会 計課を含めて、そういうケースが今年度になってから新制度のもとで実施されたケー スがあるのかどうか、実績も教えてください。

委員長 (藤巻博史君)

会計管理者兼会計課長三浦伸博君。

会計管理者兼会計課長 (三浦伸博君)

ただいまの髙平委員のご質問にお答えをさせていただきます。

クレジット、コンビニの準備のスケジュールということでございます。コンビニ、クレジットにつきましては、たしか高平委員から一般質問がございまして、当時私税務課長だったんですけれども、そこから具体的に取り組みをさせていただいたということでございます。内容的には、各関係課長に集まっていただきまして、実際にコンビニ収納そのものが可能なのかどうか、あとクレジットそのものも可能なのかどうかということで、今現在やっております関係課長に集まっていただきまして協議を持って、その上で、当然電算システムの改修がございますので、その辺につきましても総務課にも入っていただきまして、どれくらいの費用、どれくらいの期間といったもので協議を重ねてまいったところでございます。その上で、平成28年度で全て経過等を

整理をいたしまして、29年の6月で印刷製本代そういったものにつきまして議会にご提案を申し上げ、ご可決をいただいて今日に至っているといったような経過でございます。実質的には、3カ月ないし6カ月以内ということで、コンビニの収納につきましては実施するまでの準備期間としては半年ぐらいという形で考えられるのかなと、私自身は捉えておるところでございます。

あと、2点目、3点目につきましては税務課長から説明というか回答をお願いした いと思います。以上でございます。よろしくお願いします。

委員長 (藤巻博史君)

税務課長千葉喜一君。

税務課長 (千葉喜一君)

それでは、髙平委員のご質問にお答えをさせていただきます。

コンビにで納付できる税及び料につきましては、あくまでも30年度から課税もしく は使用料の対象となった方々の取り扱いということになりますので、たまたま、例え ば昨年中に申告を忘れていて、時期過ぎて、中身は29年度の分なんですけれども30年 度で課税する分等につきましても、中身は29年度分ですけれども課税年度が30年度分 であれば、コンビニでの納付はできます。ただ、いろいろな事情があって、30年度以 前の税金おくれていた部分の納税につきましては、大変申しわけありませんけれども、 コンビニで納めていただく納付書は使えないような状況でございます。そして今、滞 繰になってしまった納税者の方々には、納付書兼用の督促状を送付させていただいて いるわけではございますけれども、その今現在使用できる部分については銀行もしく は郵便局で納められる納付書ということになっておりますので。ただ、今、会計管理 者のほうからご説明していただいたとおり、30年の4月からコンビニでの納付ができ ることになったものですから、次年度以降については、当然30年度で課税になった分 はコンビニで納めることができるということになりますので、来年度に向けて、その 督促状そして納付書についてもコンビニ対応の部分で検討していかなければならない と思っておるところでございます。ただ、7月付で30年度の各税・料についても納付 書をもう既に送付済なんですけれども、納税者の方々から例えば紛失してしまった、 納期忘れててまだ納まっていないという問い合わせも結構あるんですけれども、それ らについても30年度分課税になった分につきましてはコンビニで納められる納付書を 送付している状況でございます。よろしくお願いいたします。

委員長 (藤巻博史君)

14番髙平聡雄君。

髙平聡雄委員

ありがとうございます。期間としては6カ月ぐらいの準備期間が必要だったということですね。それと、この実施に当たっては、最初堀籠日出子委員、あとは槻田委員が相当前からその制度について推進をするようにというお話をされて、なかなか時間の経過だけがあって進展がなかったということでことしからなったという経過があってですね、おくればせながらだけれども利便性が上がったということではよかったのかなと思います。

それで今、千葉課長が言ったことはよく理解したんだけれども、その過年度分で不納分の中で、督促状に納付書もついたやつで提供しているという話はあったけれども、それにコンビニ対応の部分を添加できない、改めて督促する場合に添加できないものなのかということをまた聞きたいということと、あわせてせっかくの機会ですからお尋ねしますが、この間私が、槻田委員も問いかけしたんですけれども、コンビニを使った証明書発行なんかも有利な環境の中で進めるべきだというお話をさせていただきました。その準備にどれくらいの時間が、今前段の話では6カ月ぐらいで準備ができたということでしたけれども、想定するとどれくらいの時間が税務課としては、その税の発行システムだとかの改修だとか、費用の捻出だとか、そういったことにどれくらい想定できるものなのか、参考にお尋ねをしたいと思います。

三浦課長にも同じ立場の準備ですか。どれくらいかかると想定されるかお尋ねをしたと思います。以上です。

委員長 (藤巻博史君)

税務課長千葉喜一君。

税務課長 (千葉喜一君)

それでは、お答えをさせていただきます。

30年度課税分からコンビニ収納が開始されたということで、当然時間的になかなか 金融機関の窓口で納められない方々もいっぱいいらっしゃいます。我々、そういった 督促状を発送したりいろいろな納税相談をさせていただく機会にも、そういう、確か

になかなか仕事の関係で金融機関の窓口開いている時間に納めに行くことができない んだというお話も、当然いただいているケースも多々あって、課内では過年度分につ いてもコンビニで納付できることを今進めているところでございますけれども、30年 度の当初でコンビニ収納していくときにも、コンビニさんからロゴマークの表示であ ったり、それらの、今現在町で発行している督促状については、おくれた分について はコンビニの納付ができないものですから、今督促状の表にこのおくれている税金分 についてはコンビニで納付することができませんということで、今表示をさせていた だいて、納税者には督促状とか送付させていただいているんですけれども、どうして も圧着式での、今督促状と納付書ということになっているものですから、それらもで きれば早急にやっていかなければならないという考えで進めているところではござい ますけれども。それらも若干、システムの変更とか、前例があってもう半年やそこら の期間でもうそれが対応できたということでございますので、我々も早速その過年度 分の督促状がコンビニで使えるような形で、今電算関係とも調整、あと納付書につい ても同じようにコンビニとの確認とかも必要になってきますので、ぜひそういう方向 で検討は進めているところでございます。あと、証明関係につきましても、先般の一 般質問のときにもご回答させていただきましたけれども、特に税関係については、1 月1日現在が基準日になるものですから、どうしても1月1日以降に町内から転出さ れた方については、やはり今の状況ですと直接窓口に、どうしても時間的な余裕がな ければ窓口に取りに来ていただく方法しかないと。ただ、まだ期間的に余裕がある方 については郵送等による証明書の申請、交付をさせていただいているんですけれども、 それでも当然お急ぎの方があって、何とか郵便で間違いなく申請書を送りますので早 目に証明書だけ送っていただけませんかという問い合わせとかも結構ありますので、 そういったコンビニの証明が発行できるようになれば、そういった方々にも速やかな 対応ができるのかなと思っております。それも、全くほかの自治体でやっていなくて 大和町が新たに初めてやるのであればいろいろなことを確認しなければならないこと もあると思うんですけれども、コンビニ証明等についてももう既に実施している自治 体もありますし、そういった部分を参考にさせていただければ、そして大きなプレッ シャーにはなっているんですけれども、前任者がコンビニの収納関係についてはそう いった短期間で実施できるような状況もあるものですから、コンビニの証明等につい ては交付金の関係があって、なお町民生活課とも協議をしなければならないところで はございますけれども、税務課としましてもコンビニ証明とかができればそういった 方々の対応も速やかにできるものなのかなと思っているところでございます。ただ、

その納税の部分については、そういった金融機関そしてコンビニ等々の納付書等の取り扱いの確認とかもありますものですから、大変申しわけありませんけれどももう少し時間をいただいて、滞繰分についてもコンビニで取り扱いできるような方向で考えていきたいと思っておりますのでよろしくご理解をお願いしたいと思います。

委員長 (藤巻博史君)

会計管理者兼会計課長三浦伸博君。

会計管理者兼会計課長 (三浦伸博君)

それでは、髙平委員のご質問にお答えをさせていただきます。

証明の準備、どれくらいの期間ということだったかと思います。実際、コンビニ収納に関しましては6カ月ぐらいでできていると、契約等も含めまして、あと納付書等のそういった準備も含めて6カ月でできているといった事例がありますし、先ほど税務課長がお答えしましたように、近隣でコンビニ証明をやっているところもあるといったことから、6カ月ぐらいの準備期間があれば実施ができるものではないのかなと、私個人的にはそのように思っておるところでございます。また、髙平委員から一般質問がありましたように補助を使えるといった分がございますので、それで町長からの答弁でも31年度までといった部分がありますので、当然31年度中には実施できる体制をつくって32年の4月には実施ができればいいのかなと、会計課サイドでもそのような形では思ってはおるところでございます。準備期間につきましては6カ月あれば、コンビニ収納の事例がありますので、できるだろうと思っておるところでございます。以上でございます。

委員長 (藤巻博史君)

14番髙平聡雄君。

髙平聡雄委員

千葉課長、今回の実績を伺った際に、クレジットカードでの収納というのがありましたけれども、私は想定以上に納付件数も金額もあったんじゃないかなと思うんですよ。課長のご認識も伺いたいけれども。今、お金を持たなくて、同じコンビニを使ってもお金を持たないでクレジットカードで払うという若い方々の感覚は、もう相当浸透しているというか、欧米諸国はもうクレジットカードでの支払いって当たり前のこ

とで、日本も若い方々はそういう時代になっているということですから、先ほど課長が言ったように、夜の時間帯で納付できるというのが相当いいんじゃないかみたいな話ですけれども、やっぱり金がない、実際にキャッシュを持たなくても仕事の途中だとかでクレジットカードで支払うという方々、そういうゾーンというのは、間違いなくもういるんですね。それがこの間の資料というか教えていただいたものの中でもはっきりしていると思うんですよ。ですから、収納率の向上になっているのか、あるいは今まで別の形で納付されていた方がそういう新たなものに移って、プラマイな金額的にもゼロなのかは、もう少し経過をごらんになってみていただきたいと思いますけれども。ただ、その選択する種類、そういったものは、やっぱりもうこの時代はきっちりと確保しなきゃないということですから、先ほど、応分の時間は当然必要だとは思いますけれども、できるだけ急いで収納の対応化というものを検討してください。

あともう一つ、後段の話ですけれども、これはさきの一般質問で槻田委員が強調していたように、交付金、特交でやれる期間というのがもう尻が決まっている状況で、それをすごく気にされて強調されて、私も同意見なんですよね。ですから、それに間に合わなかったなんていうことであっては、やらないよりはやったほうがいいぐらいのことになってしまうので、せっかく整備するという方針がベースにあるとすれば、それはそれの担当課として準備は怠りなくすぐに始められるように、準備は水面下でされておかれなければならないのかなという観点からお答えをいただきたいと思います。

委員長 (藤巻博史君)

税務課長千葉喜一君。

税務課長 (千葉喜一君)

それでは、お答えをさせていただきます。

コンビに収納については、コンビニ納付については、それなりの件数は想像しておりましたが、これほどかという思いです。あと、クレジット納付につきましても、私なんかは余りそういったイメージがなかったものでしたから、果たしてクレジット納付を利用される方いらっしゃるのかな、当然手数料の関係とかもあると思いますので、ところがそのクレジットカード利用者もかなりの件数でございまして、コンビニの収納よりもクレジットカード納付を利用される方がこれほどいらっしゃるのかなというのは本当に想定外でございました。ただやはり、年齢的なものもあるのか、税のクレ

ジット納付を利用される方は結構多いんですけれども、クレジット納付は、税務課で やっている介護、後期の保険料もクレジット納付でも利用することができるんですけ れども、やっぱりそういった年齢層が上がっていくものについてはクレジットの納付 はないんですけれども、税については本当にこれだけクレジット納付される方がいら っしゃるのかなというのを改めて思ったところでございます。また、クレジット納付 も含めて、そのほかのいろいろな納付の方法とかも今検討している状況でございます。 あと、督促状の部分についても、原課では本当に今、電算のシステム関係はもちろん ではございますけれども、そういった今発行している督促状と納付書が兼用になった 部分についても、今年度の途中でもとにかく新年度、31年度になれば、30年度の納め る部分からコンビニ収納ができることなものですから、その新年度に向けて、間違い なくコンビニ納付ができるような形で今準備というか関係機関と相談させていただい ている状況でございます。あと、証明等についても、先ほどお話しさせていただいた とおり、利用者から見ればやっぱりできるだけ、我々行政からすれば当然利用者のサ ービス向上も図らなければならないものですから、その部分についても町民生活課の ほうと連携をとりながら、ぜひ、交付金の関係もありますので、早目に対応できるよ うな形で考えていきたいと思っております。あと、クレジットといろいろな収納方法 ということで、ペイジー関係についても、指定金融機関さんのほうもいろいろ町と相 談する機会もあって、そっちの金融機関のほうも今いろいろ整備しているということ でございますので、そういったものも状況に応じて考えていきたいと思っております ので、どうぞよろしくお願いいたします。

委員長 (藤巻博史君)

ほかに。9番浅野俊彦君。

浅野俊彦委員

それでは、説明書の35ページをお開きいただきたいと思います。

2款1項4目会計管理費の中の、警備輸送業務に関してですね、お伺いをしたいと 思います。この警備輸送でありますけれども、まず回収の頻度ですね、頻度が毎日で あったのかなと思いますが、まず頻度をお伺いしたいのと、あと警備会社との契約が 1年ごとであったのか複数年だったのかの確認をさせていただきたいものと、あと実 際にふれあいの杜から会計課の窓口へ、会計課の窓口から指定金融機関へという流れ であったと思いますが、昨年度の実際に輸送いただいている金額がどの程度であった のかをお聞かせいただきたいのと、あと、ページがちょっと定かではないんですが、 一部資産の運用という意味で、会計課のほうで、一部国債の運用を始められたお話、 説明が三浦課長からあったかと思いましたので、何年物をどのくらいの金額というと ころで、詳細をお伺いしたいと思います。

委員長 (藤巻博史君)

会計管理者兼会計課長三浦伸博君。

会計管理者兼会計課長 (三浦伸博君)

それでは、浅野委員のご質問にお答えをさせていただきます。

まず、警備輸送の関係でございます。回収の頻度という部分でございますが、毎日 でございます。

あと、契約につきましては1年ごとなのか複数年なのかということでございますが、 1年ごとでございます。

あと、ふれあいの杜から会計課、七十七銀行ということで、金額ということでございますが、ちょっと資料を探すのに時間がかかっていまして、持ってはきたんですけれども、ちょっとお待ちください……。会計課の窓口の分でございますが、29年度4月から1年間という部分でございまして、件数で3万8,545件で、金額で5億5,410万円ほどでございます。杜の丘の部分につきましては、年間で9,590件で、金額にしまして1億2,700万円といった部分でございます。

それから、国債の運用でございますが、国債の運用につきましては、債権として6つございます。金額的には両方合わせまして約9億5,900万円ということでございます。何年物につきましては、10年物が一番多いです。最長で30年物もありますけれども、一番多いものは10年物といった部分でございます。以上でございます。

委員長 (藤巻博史君)

9番浅野俊彦委員。

浅野俊彦委員

まず、現金の輸送業務の話でありますけれども、そもそも職員が輸送していた時代、 それでいいのかというところから、議会側からの指摘もあって、当初は指定金融機関 に輸送をお願いして、ある意味無償で輸送いただいていたという状況だったかという ふうに思いますが、指定金融機関のほうでもそれではなかなかやり切れないんだとい う話から、警備会社のほうとの契約ということになりました。昨年度に関しては、ま だコンビニ納付、クレジット決済もできない中でもあったのであろうと思いますけれ ども、輸送いただいた金額というところでは、ふれあいの杜から1億2,700万円、会計 課から5億五千四百何十万円ということで、報告があったわけでありますけれども、 環境がちょっと変わってきているんではないかなという思いが一つあって、クレジッ ト納付またはコンビニ決済ができる中、今後窓口の扱いの金額というのは大分減って きているのではないのかなという感じがいたします。先ほど、髙平委員の質問の中で、 今現在は過年度分の納付はできないという話もあったので、すぐにはもちろん切れな い話ではあるのかなという思いはある中ですね、ある意味、今後の窓口の収納ぐあい を見られながら、輸送の頻度を例えばおろすであるとか、もっと言うと、例えば杜の 丘の場合ですとすぐ近くにコンビニもあるわけでして、窓口で現金を扱わないという のも一つあるのかもわからないなという中、引き続き輸送業務の契約ありきではない のかなと、変化に伴って、一部クレジット決済なりコンビニ納付をした部分で手数料 で出ていく部分を、輸送業務の金額の中でその分下げていけるような支度も考えてい くべきかなという気がしておりますけれども。今現在の収納のペースという意味でい くと、扱い金額のペースという意味ですと、今どんな感じなのかなというのをお伺い をしたいのと、あと、役場の職員の方で現金を扱うところというところでいくと、水 道課の水道関係とか、給食費がありますか、そこに関してはいまだに職員が毎朝銀行 に行きながら、あと一部、前日までの納付の状況のデータとか多分確認をされている んだと思うんですけれども、会計管理責任者として、その部分、水道料金または下水 道料金の扱い、今までのと同様に現金の輸送を職員でやってみていいものかどうかと いう部分等も見直していく必要性があるような気もする部分があるんですが、会計管 理責任者としてのご見解をお伺いしたいなと思います。

国債の件に関しては理解いたしました。

委員長 (藤巻博史君)

会計管理者兼会計課長三浦伸博君。

会計管理者兼会計課長 (三浦伸博君)

それでは、ただいまの浅野委員のご質問にお答えをさせていただきます。

まず1点目、窓口の扱いなんですけれども、委員おっしゃるとおり件数的にも金額

的にも減っております。そちらにつきましては、今般の議会の一般質問、髙平議員の一般質問で、町長のほうからも答弁をしてもらっているところでございまして、実際的な件数、金額ともに減っておるところでございます。

あと、2点目の部分でございますが、毎日輸送の部分で、金額が減ってきていることによっての見直しというんでしょうか、施策の検討というでしょうか、そういった部分につきましては、今現在警備の部分で1日約220万円ほど会計課の部分でお願いをしているところでございます。そういった部分がございまして、なかなか、例えば1日おきというのも、なかなか難しいものなのかなといった部分がございます。保管上、耐火金庫はあるんですけれども、やはりきょう納めた部分については即座に銀行のほうに行ってということで、その上で現金の出納日計表を銀行のほうとあと会計課のほうで、毎日の部分で日にち現在で幾らっていう部分での歳計現金が幾らあるとかということでも、全て全部把握をしておりますので、その辺についてはなかなか難しい面があるのかなと思っております。

あと、水道料金等につきましては、水道事業会計でございまして、水道料金的には会計課の窓口のほうでもお預かりはしてはおりますけれども、その上で日報上、例えば税で幾ら、水道料金で幾らといったものを毎日確認をさせてもらっております。水道課のほうで直接納められている方もおいでになるかと思いますけれども、そちらの部分につきましては水道事業公営企業会計でやっていますので、私のほうからの答弁につきましては、差し控えをさせていただければと。ただ、水道料金についても会計課の窓口では収納をさせてもらって、毎日報告を受けておりますし、現金の確認もさせてもらっておるところでございます。以上でございます。

委員長 (藤巻博史君)

9番浅野俊彦委員。

浅野俊彦委員

今の契約が、必ずしも永遠的に正しい答えではないんだという前提で、実際の入出 金の流れも見ながら経費節減に努められる部分は、警備契約の見直し等、やわらかい 視点と発想を持って、薄められるべきところは薄められるようなお考えで進めていた だければという思いでおります。たしかに、企業会計でやっているので水道料金のほ うは上下水道課という話ではあるかと思いますけれども、そんな距離的に離れている 場所でもないですので、金額の度合いももちろんあるかと思いますけれども、庁舎か ら上下水道局のほうに寄ってもそんな金額でもないのではないのかなと思う中、本当に一般の無防備な職員が現金輸送をしていいものかというところも考えていただきながら、柔軟な施策を行っていただきたいということをお願いもうし上げ、総括した、もう一度ご意見をお伺いしたいと思います。

委員長 (藤巻博史君)

会計管理者兼会計課長三浦伸博君。

会計管理者兼会計課長 (三浦伸博君)

ただいまの浅野委員のご質問にお答えをさせていただきます。

委員おっしゃるとおり、柔軟な考えが必要だと思っております。水道課のほうとも お話をさせていただいて、いろいろな協議をさせていただければと考えております。 以上でございます。

委員長 (藤巻博史君)

ほかにありませんか。12番平渡高志君。

平渡高志委員

二、三分で終わります。議会事務局に1点。

決算書の63、64の1・1・1の11節需用費、消耗品費に69万7,939円がありますが、これ多分作業着かな、多分そうだと思うんですけれども、この前9月1日の防災の日で、3,000人くらい七ヶ浜に全県から集まって防災訓練を行った折、作業着が宮城県議会または仙台市議会あと塩竈市議会とか七ヶ浜とか、背中に議会のネームがつかっているところが結構ありました。やはりそれはすぐわかるし、議会もこれくらい頑張っているなっていうのがちょっと、町民の目から見ても、私から見てもあったものですから、何か私ほうの作業着ですと何もない、間違うと平のそこの建設の作業員かなと思われるようなのもありますので、やはり背中にやっぱりネームを、議会の、入れていただければいろいろな災害または視察等々ですね、すぐわかるかなと。北海道でもこの前仙台市消防局とかってある程度ばんと背中に、報道関係で見えるし、やはりそういうのもあっていいのかなと思うんですけれども、局長、いかがでしょうか。

委員長 (藤巻博史君)

議会事務局長浅野義則君。

議会事務局長 (浅野義則君)

平成29年度の需用費の関係でございます。29年度の需用費につきましては、作業着等ではございませんで、一般の事務用品ということでございまして、作業着それから長靴、ヘルメットにつきましては平成28年度の議員の改選時に更新を行っているところでございます。今、平渡委員がおっしゃったとおり、今災害等で各地で活動しているところもございます。また、町内でもいろいろ災害等も多々起きておるところでございますので、そういったところでやはり見えるように、背中にとか胸にとか、そういったところに考えてはいきたいと思っておりますので、検討していきますということでよろしくお願いいたします。

委員長 (藤巻博史君)

12番平渡高志君。

平渡高志委員

消防団の活動着も、大和って後ろが余り見えないものですから不評だったんですけれども、今新しく全国的に統一的なものは全部どこどこ消防団と後ろに書いているのが今主流になってきましたので、ぜひ作業着のほうも前向きにということなので、どうぞよろしくお願い申し上げまして、私の質問を終わります。

委員長 (藤巻博史君)

ほかにありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

ないようですから、これで、税務課、会計課、議会事務局の所管の決算については 質疑を終わります。

これで本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれで散会いたします。

ご苦労さまでした。

なお、再開は14日の午後1時30分でございます。どうぞよろしくお願いします。

午後1時58分 散 会